

屋外広告物講習会 質問回答集

講習会でいただいた質問について、下記のとおり回答します。

なお、屋外広告物は各自治体によって定めている条例内容が異なりますので、許可基準等につつま

しては、許可を受けようとしている自治体にお問合せください。

番号	科目	ご質問	回答
1	施行	「基礎工事の地耐力を確認する方法について」(P39 上段) ・つま先立ちは片足立ちということか。	片足立ちのつま先立ちです。
2	法令	上空へのライトは、屋外広告物ではないが、企業ロゴ等をライトで夜空に移した場合は屋外広告物となるか。	企業ロゴ等は、一定の観念やイメージ等を伝えているものであるため、屋外広告物に該当します。 ただし、レーザーやドローンによるショーのように不定期ではなく、常時または一定の期間継続して表示されているものが屋外広告物に該当します。
3	法令	違法屋外広告物を見かけた場合、どこに連絡したらよいか。	当該屋外広告物の所在地を管轄している都道府県市町の屋外広告物担当に連絡してください。
4	表示	「1 つのお店で看板の数が多い少ないではなく、トータルデザインとして世界観が統一されていれば個数は問題とならない」というのは、誰が判断するのか。	自治体によっては、条例で地域を限定して屋外広告物の個数を制限していることがございます。 個数を制限すれば、必ずしも良好な景観が形成されるわけではないという例を、講義の中で紹介されていました。

5	表示	条例に適合している屋外広告物であっても、地区計画や地域で独自に設定した規制基準を守らなければいけないのか。	地域で独自に設定された規制基準については、当該地域の担当者から基準に適合するよう指導を行われることがございます。実態は地域によって様々です。 条例に適合している屋外広告物であったとしても、地域の基準を無視して掲出することは望ましくありません。良好な景観を保全、形成するためにも各基準を遵守するようにしてください。 大津市では、地区計画内に屋外広告物に係る基準が設定されていれば、地区計画で定めた地域において屋外広告物を設置する際には、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出を義務付けています。届出書の内容を審査し、地区計画の基準に適合していない屋外広告物に対して勧告を行っています。
6	法令	屋外広告物を施行する際、どなたが申請者となって申請すればよいか。 広告主（依頼者）、設置者、施工者（元請け、下請け）のうち、どなたになるか。	大津市では、表示・設置について最終的に責任を負う者、すなわち、広告物は広告主が、掲出物件は設置者が申請者となります。 なお、屋外広告物業者が広告物又は掲出物件の表示・設置から維持補修、撤去までの一連の業務を一貫して請け負うなどにより、終始責任を負う者についても、申請者となり得ます。 上記に該当する場合であれば、元請け、下請けどちらであっても申請者となり得ます。
7	法令	屋外広告業の登録は支店毎に必要なか。	行政（大津市）への登録申請は支店毎ではなく、法人単位となります。登録する内容は、取締役、管内（市内）で屋外広告物の表示又は設置に関する工事を請け負い、施行することを業として行う各支店（営業所）及び業務主任者を明記してください。
8	法令	業務主任者が単身赴任により、住所変更せずに転勤した場合、転勤先の営業所で業務主任者となれるか。	転勤先の営業所において、業務主任者となるのが可能です。

9	法令	特定屋内広告物は、屋外広告物ではないため、屋外広告業の登録は不要か。	大津市の条例規則では、屋内広告物に関する基準を定めておりません。そのため、屋内で掲出されている広告物は屋外広告物に該当しないことから、屋外広告業の登録は不要となります。 この運用については、自治体によって異なる可能性がございますので、掲出を検討されている自治体に確認するようにしてください。
---	----	---	---

※受講者の方々からいただいたご質問の文面等については、取りまとめのため、一部編集させていただきました。

※なお、ご質問以外に別途いただきましたご意見・ご感想については掲載を省略させていただきます。